

給水条例第33条の適用基準の取扱いについて

(趣旨)

この取扱いは、尼崎市水道事業給水条例第33条第2項の規定に基づき、同施行規程第26条の第5項に規定する、1個の量水器で2戸以上の水道使用者がある場合の料金の計算の特例の適用基準の細目について定めるものである。

(適用基準の取扱い)

- 1 1個の量水器で2戸以上の水道使用者がある場合の1戸とは
 - (1) 建物に直圧設備又は受水槽以下設備を有し、独立した住居として用いられる「戸」又は「室」(以下「戸」という)を単位として構成されたアパート、マンション及び住宅等をいう。(寄宿舍、独身寮、下宿及び倉庫等の建物は除く)
- 2 各戸に給水栓が設置されていることとは
 - (1) 各戸に給水栓が設置され、各戸の水道使用者が専用して水道を使用できるものをいう。
 - (2) 前号において、同一水道使用者が2戸以上の水道を使用しているときは、各々1戸の水道使用者とする。
- 3 水道を使用する3分の2以上が専ら住居の用に水道を使用するものであること。
 - (1) 1戸の量水器で住居と店舗又は事務所等の混在する多目的ビルで、住居部分においては独立の生計を営み、全体の戸数で3分の2以上であること。戸数の取扱いについては、給水栓が設置されている集会所・娛樂室等は各々1戸とし、車庫、倉庫等は給水栓が設置されていても戸数の扱いをしない。
- 4 次の場合は適用しない。
 - (1) 寄宿舍、独身寮に付帯している管理人及び炊事人等の部屋
 - (2) 社宅等と独身寮が混在するもの
 - (3) 当該建物の水道工事が、無届け及び反則工事であるとき

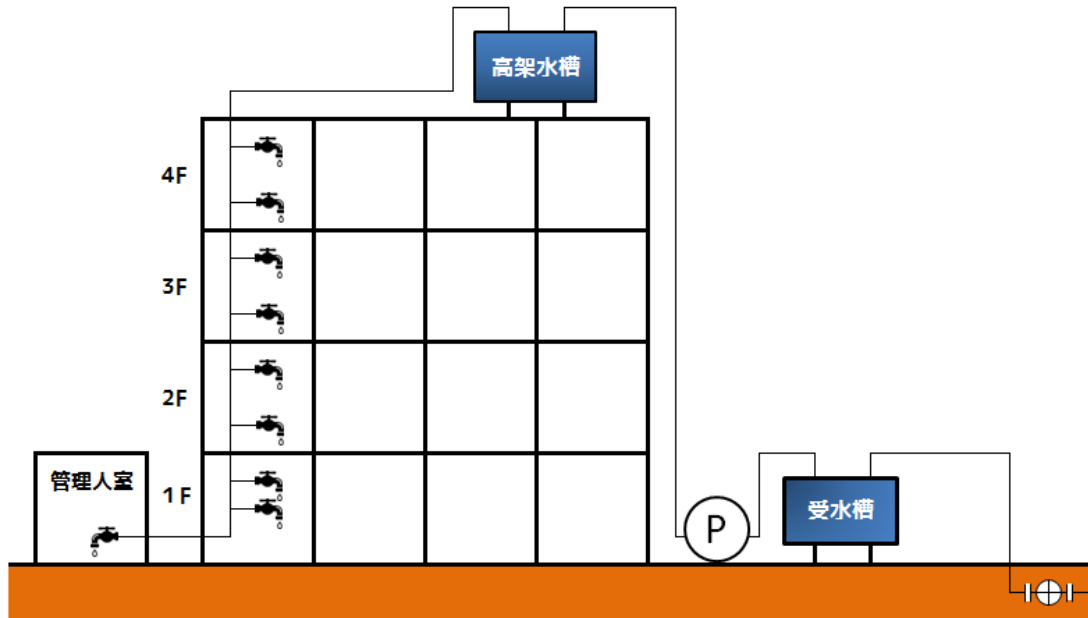
※ 各戸検針の取扱いについて

給水条例第33条の適用を受けた建物で各戸に私有量水器(子メーター)を戸外に設置されている場合には、申請により各戸の子メーターの検針サービスが受けられます。

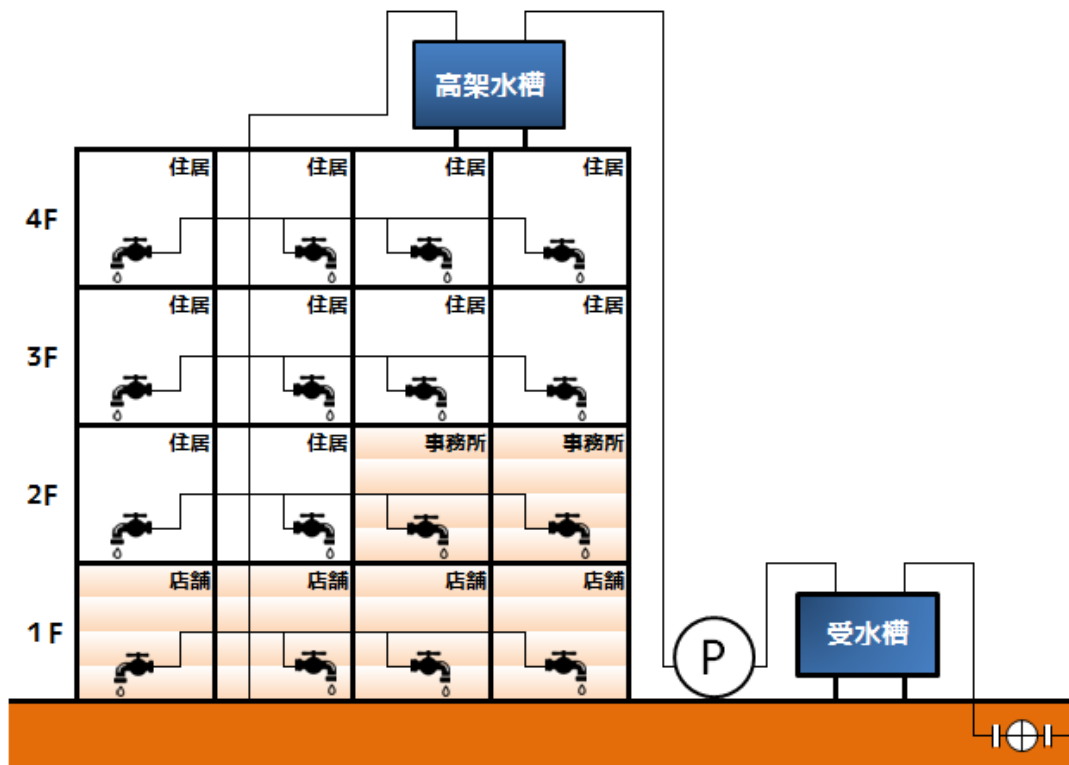
以 上

[適用しない例]

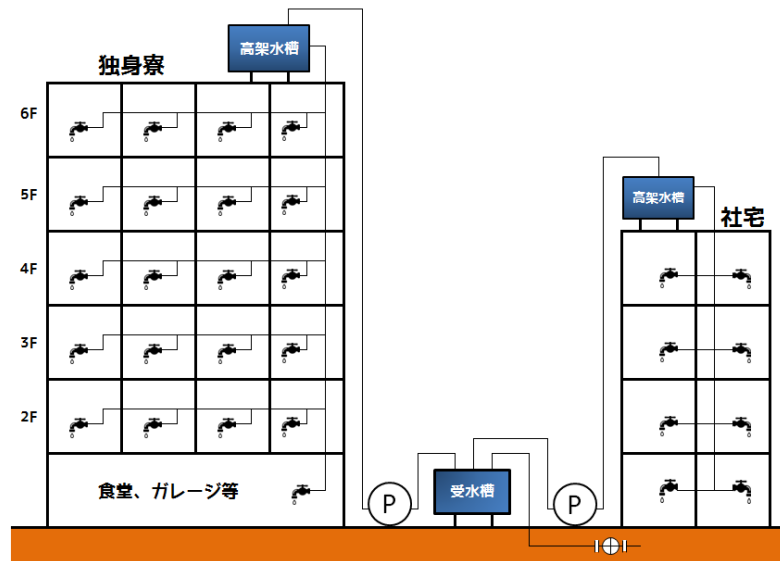
- 1 独身寮等において、各階の端に共同使用部分の給水栓が設置されており、管理人室以外に各戸(各室)に給水栓が設置されていないもの



- 2 使用目的が混在するビル等において、各戸に給水栓が設置されているが、水道を使用する戸数の3分の1を超える戸数が店舗・事務所等の場合



3 独身寮と社宅等が混在している場合

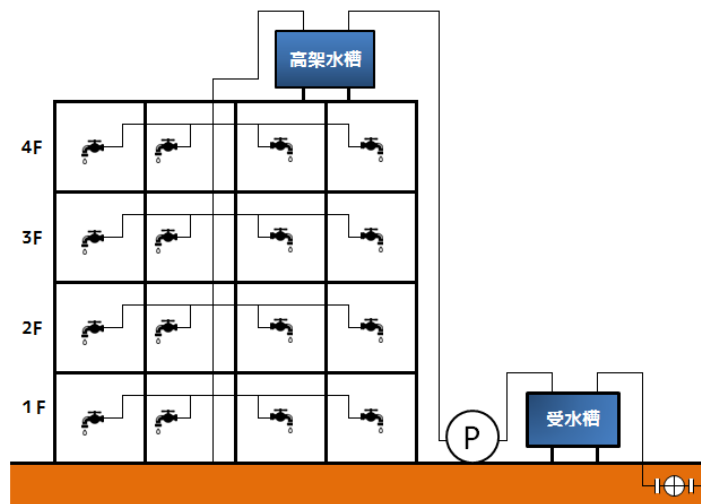


※ 独身寮の場合は、各戸に給水栓が設置されていても認めない。

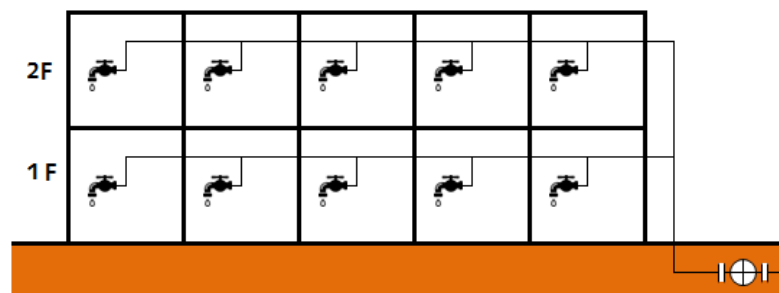
[適用している例]

1 各戸に給水栓が設置されていて、各戸に市の量水器が設置されておらず、各戸が住居の用に使用しているもの

(1) マンション、住宅等受水槽以下設備を有する住宅

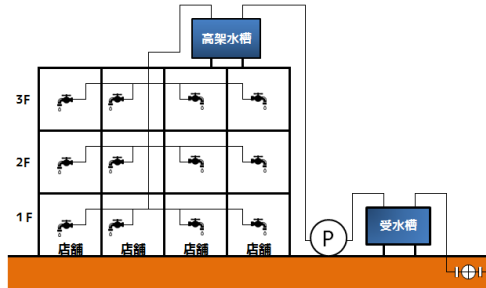


(2) アパートなどの2階建ての住宅(直圧方式)

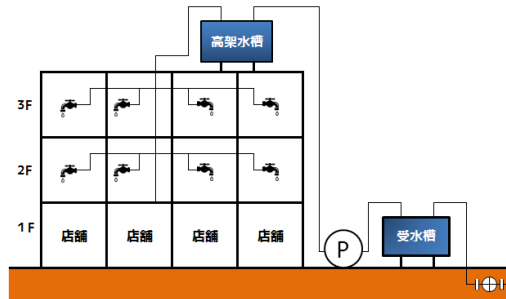


2 使用目的が混在するビル等において、各戸に給水栓が設置されていて、水道を使用する戸数の3分の2以上が専ら住宅の用に使用しているもの。

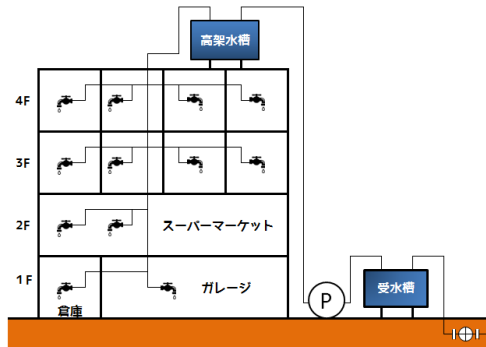
(1) 店舗は4戸として扱い、適用戸数は12戸とする。



(2) 店舗に受水槽下りの給水栓がないため適用戸数は8戸とする。



(3) 2階の店舗部分に給水栓が1個以上あるため、2階部分を1戸として扱い、適用戸数は9個とする。1階のガレージ、倉庫等は給水栓が設置されていても戸数扱いしない。ただし、事務所に給水栓が設置されているときは1戸として取り扱う。



3 平屋の住宅において、各戸が住居の用に水道を使用しており、戸数10戸のうち、7戸は給水栓が各戸に設置されており、3戸は設置されていないもの。計8戸として認める。

